

# ねりま父母連ニュース NO. 54

保育園の父母の交流と保護者の願いを実現するために

発行 2017年10月

練馬区保育園父母連合会

会長・岩城明

neri\_fubo@yahoo.co.jp

## 練馬区の待機児は48人？ 本当ですか？

区は今年6月の区議会で、「4月1日現在の待機児童数は、昨年の166人から48人へと大幅に減少し、特に課題であった1歳児の待機児童数は122人から6人となり、ほぼ解消」と説明しました。待機児は本当に48人なのでしょうか。

練馬区は、保育ママや小規模保育施設に預けている子を待機児童としてカウントしません。また兄弟同じ園に預けようと特定園だけを申請する人や、保育園に入れず育休を延長した人も、待機児としてカウントしません。

「朝日新聞」の報道では、練馬区の隠れ待機児を含む数は826人で、「保護者が育児休業中」を理由とする待機児数は全国9位です。[http://www.asahi.com/special/taikijido/?iref=pc\\_extlink](http://www.asahi.com/special/taikijido/?iref=pc_extlink)

国は来年春から待機児数のカウント方法を実態に合わせるとしています。練馬区は来年春にむけて5園の認可保育園を開園するとしています。しかし、826という数に見合った数の保育園はできていません。保育園に入りたい人が全員入れるよう、認可保育園の増設は急務になっています。「認可保育園を増やして」の声をあげていきましょう！



### <2017年度 父母連総会について>

2017年度の父母連総会は、6月18日に開催し、1年間の活動をまとめ、7つの柱の活動方針を確認しました。

- 1、父母会間の交流と学習を行う。連絡会議を開催する。
- 2、保育の実態をつかみ情報を発信し、他団体と連携する。
- 3、待機児解消にむけて、認可保育園の増設を求めていく。
- 4、民間委託に関する情報を交流し、保育の質を守る。
- 5、保育環境の改善を求める活動を進める。全園に看護師と栄養士の配置をもとめていく。
- 6、保育料の値上げに反対し、子育て世帯への経済的支援の拡充をもとめていく。
- 7、全国保育団体合同研究集会にとりくむ。

2017年度の体制は次の通り。

- ・会長：岩城明（栄町保育園元父母会長）
- ・副会長：高室弘毅（関町第三保育園父母会長）
- ・事務局長：飯田直子（貫井第二保育園保護者）
- ・会計：小松あゆみ（早宮保育園元民間委託委員長）
- ・役員：満川知代（早宮保育園父母会長）  
金森総子（関町保育園保護者）  
太田つむぎ（桜台第二保育園元父母会長）  
猿田暁生（練馬保育園父母会共同代表）  
柳沢健二（関町第三保育園元会長、練連協会会長）

### 2018年度入園にむけて

#### 先輩パパママによる入園説明会開催

来年4月入園にむけて、「保育園利用のご案内」（入園申請書）の配布が始まりました。

父母連と練馬保問協（保育問題協議会）主催の「入園説明会」には100組を超える、入園を希望する保護者が参加しました。



#### 保育に関する情報を発信します

父母連からメールで情報を発信しています。希望される方は父母連宛に、園名とお名前（父母会の係名）を記して mail して下さい。

[neri\\_fubo@yahoo.co.jp](mailto:neri_fubo@yahoo.co.jp) まで

# 保育園運営の「指針」が改定されましたー危惧する声も

保育園における保育内容については、国の保育所保育指針に基づき、その指導について規定されています。その「保育所保育指針」が、今年（2017年）の春、改定されました。

3月31日、厚生労働省は、各都道府県及び区市町村に対して「保育所保育指針の公示について」を公表しました。「指針」の改定は10年ぶりです。適用は来年4月1日からです。

改定の内容は、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示されています。

特徴として、「小学校との円滑な接続」のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が最上位の目標として掲げられ、それを達成するために保育計画を策定し、評価し、改善しなければならないとなりました。

また、「国旗・国歌」に「親しむ」ことが初めて明記されています。

保育団体や研究者からは、子どもの興味や関心は一人ひとり異なり、できることやできないことも当たり前なのに、小学校との円滑な接続のためとして、画一的に「育ってほしい姿」を打ち出していることに疑問の声が上がっています。5歳児の段階で「できる子」と「できない子」に振り分けられてしまい、「できる子」を作り出すことが保育士の仕事になってしまうからです。また、国家が保育の内容にまで介入することでは、憲法19条「思想及び良心の自由」に反するという点でも大きな問題があると指摘する声があります。

練馬の保育園の中でどう具体化されていくか、注視していく必要があります。

改定「指針」については、父母連の連絡会議でも今後情報を発信していきます。



## 保育の質とは何か = 主体としての心を育てる保育

小規模保育所が増え、企業が運営する保育園が増えてくるなかで、悲惨な事故も発生しています。

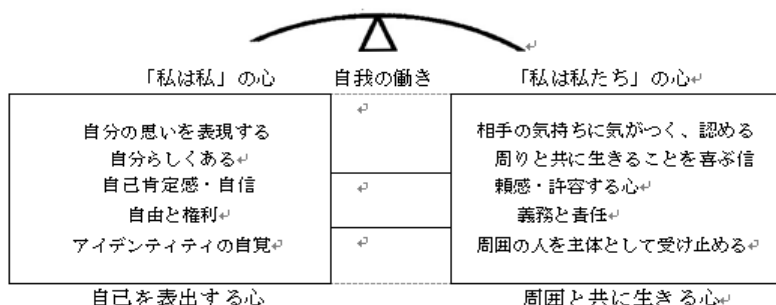
最悪の場合、保育中の赤ちゃんの死亡事故まで発生したケースもあります。

保護者が「保育の質」を見る目をきちんとつけることが必要になっています。

7月23日、発達心理学を専門とする京都大学准教授の大倉徳史さんを練馬に招いて、「保育の質」についての学習講演会を開催しました（主催は公的保育を守る練馬連絡会）。行政は保護者のニーズ調査で「満足」の結果を計り、それで「保育の質」が保障されたと説明しますが、大倉さんは「保護者ニーズ調査で保育の質を立証する研究者は誰もいません」ときっぱり否定。保育の質とは、「主体としての心を育てる保育」のことで、「『私は私』の心」（自己を表出する心）と「『私は私たち』の心」（周囲と共に生きる心）の両方をバランスよく発達するように、子どもと接しているかどうか、「保育の質」の中心だと説明しました。

それは図のヤジロベイの絵のように、両方の心をバランスよく成長させる営みが大切だということです。

保育の質とは何か=主体としての心を育てる保育



### 【お知らせ】

#### 「親子でたのしむ

#### うたあそびコンサート」

◎日 時：12月3日(日)11時～12時

◎場 所：生涯学習センターホール

◎入場無料（当日会場申込）

☆出演：フォークグループあじさい

（主催）父母連

区の遊々スクール事業として開催します